

## 藤沢市放課後児童健全育成事業実施要綱

制定 昭和61年4月1日  
最終改正 平成28年9月1日

### (目的)

- 第1条 この要綱は、本市における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。
- 2 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、対象となる児童に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。
- 3 本事業の実施及び運営に当たっては、藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号。以下「条例」という。）及び藤沢市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱のほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (実施主体)

- 第2条 本事業を行う者は、法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の届出を行っており、かつ、市長が適当と認めた者（条例第4条第1項に規定する「放課後児童健全育成事業者」をいう。以下「事業者」という。）とする。

### (対象児童)

- 第3条 本事業の対象となる児童は、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に就学している児童であって、保護者が就労等により昼間家庭にいないものとする。

### (職員体制)

- 第4条 条例第11条第2項に規定する放課後児童支援員の数は、支援の単位を構成する児童数や、障がいのある児童又は特に配慮を必要とする児童（以下「要支援児童」という。）の状況など放課後児童健全育成事業所（条例第6条第5項に規定する「放課後児童健全育成事業所」をいう。以下「事業所」という。）ごとの事情により、藤沢市放課後児童健全育成事業の運営及び管理に関する基準にそって増員するものとする。

### (研修)

- 第5条 事業者は、条例第11条に規定する放課後児童支援員及び補助員（以下「指導員」という。）の知識及び技能の習得、維持及び向上と資質の向上を図るため、自ら研修を実施するとともに神奈川県や専門機関が実施する研修に指導員を参加させるよう努めなければならない。

### (開所時間及び開所日)

- 第6条 開所時間は、原則として条例第19条第1項に規定する開所時間とする。変更にあたっては、あらかじめ市と協議するものとする。
- 2 開所日は、原則として次の各号に掲げる日を除く日とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合には、臨時に休所とすることができる。
- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
  - (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(施設及び設備)

第7条 事業所は、条例第10条に規定する設備の基準を満たさなければならない。

- 2 事業所は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受け検査済証を取得した施設又は構造計算や耐震補強を実施する等で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の規定に基づく耐震診断方法により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が低いと診断されている施設を確保するよう努めること。

(運営内容)

第8条 事業の運営内容は、放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）、放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号雇用均等・児童家庭局長通知。）その他関係規定に定める事項のほか、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理，安全確保，情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通しての自主性，社会性，創造性を培うこと
- (4) 放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

(入所児童の募集)

第9条 入所児童の募集は、藤沢市放課後児童クラブ入所事務取扱基準によるものとする。

(衛生管理)

第10条 事業者は、事業所において、条例第14条に規定する衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じ、感染症又は食中毒の発生時には二次感染の防止等について、保健所等関係機関との連携に努めなければならない。

(安全管理)

第11条 事業者は、条例第7条に規定する非常災害対策及び日常的な危険を防止する措置を講じ、事故、事件及び災害等（以下「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業所において事故等が発生した場合、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、事故等の発生に備え、傷害保険等に加入するものとする。

(学校・地域との連携)

第12条 事業者は、事業の実施に当たり、学校、保育所、幼稚園等及び地域や関係機関との情報交換や情報共有など、連携を図るよう努めるものとする。なお、この場合、個人情報の取り扱いに十分留意すること。

(保護者との連携)

第13条 事業者は、児童の育成における保護者の積極的な参加を促すとともに、情報交換・情報共有を図り、保護者との信頼関係を築き、事業の実施にあたるよう努めるものとする。

(費用)

第14条 事業者は、原則として本市の負担金及び保護者が負担する入所料、入学金、特別行事、おやつ代並びに延長利用料金等により、本事業を運営するものとする。

2 本市の負担金は、予算の範囲内において負担金積算単価に基づき積算し、事業者の請求により支払うものとする。

3 事業者が指定管理施設において、指定管理者として事業を実施するときは、前2項の「本市の負担金」を「本市の委託料」に、「負担金積算単価」を「委託料積算単価」と読み替えるものとする。

4 保護者が負担する入所料等の決定及び徴収は、事業者が行うものとする。なお、市長は事業者が決定した入所料等の額について意見を述べることができる。

5 保護者が負担する入所料は月額1万5千円以内とする。

6 午後6時以降の利用を希望する保護者に対しては、入所料とは別に延長利用料を負担させることができる。

7 事業者は、保護者の所得状況に応じて、別表に基づき入所料を減額するものとする。

8 前項の減額をした場合、その費用は第2項で積算する負担金及び第3項で読み替える委託料とは別に、生活困窮世帯児童健全育成費として本市が負担する。

9 事業者は、適正な会計管理を行うとともに、定期的な監査や決算報告を行うものとする。

(秘密保持等)

第15条 事業者は、条例第17条に規定する秘密保持について、別に定めるデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守するものとする。

(その他)

第16条 第1条第2項に規定する目的とは、その目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性を欠く事業を実施するものについては、本事業に該当しない。

2 本事業を行うに当たっては、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第3章の各取組項目を実施するよう努めること。

3 本市は、事業者に対し事業の実施について必要と認めるときは、報告を求め、調査を行い、助言及び指導を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第14条関係）

区 分	入所料減免額（年額）
生活保護世帯，非課税世帯	60,000円
世帯の個人市県民税額合計額 1円以上15,000円未満	55,000円
世帯の個人市県民税額合計額 15,000円以上25,000円未満	50,000円
世帯の個人市県民税額合計額 25,000円以上35,000円未満	45,000円
世帯の個人市県民税額合計額 35,000円以上45,000円未満	40,000円
世帯の個人市県民税額合計額 45,000円以上55,000円未満	35,000円
世帯の個人市県民税額合計額 55,000円以上65,000円未満	30,000円
世帯の個人市県民税額合計額 65,000円以上75,000円未満	25,000円
世帯の個人市県民税額合計額 75,000円以上85,000円未満	20,000円
世帯の個人市県民税額合計額 85,000円以上95,000円未満	15,000円
世帯の個人市県民税額合計額 95,000円以上105,000円未満	10,000円
世帯の個人市県民税額合計額 105,000円以上120,000円未満	5,000円

## 備 考

- この表において「個人市県民税額」とは，地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により計算された額に控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める計算方法を適用して計算された額をいう。